

○ハラスメント防止のためのガイドライン

平成 22 年 4 月 1 日

人はみな平等で、個人として尊重されなければなりません。したがって、年齢・性・出身地・社会的身分・民族・国籍の違いなどを理由に、いかなる不利益も生じさせてはなりません。

本ガイドラインで取り上げる個人の尊厳を侵害するハラスメント(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメント)は、決して許されない問題です。

学校法人工学院大学は、教職員・学生生徒のみならず、学園に関わりをもつすべての人が活動する場として開かれています。本学園のキャンパスには、これからますます多様な国籍や文化的背景、異なる立場の人が多数集まるようになります。そのため、人権に関する意識を常に高めていなければ、人権侵害が潜在的に起こりやすい環境になってしまいます。このような背景をふまえて、学園はハラスメントを見逃すことのできない重要な社会的問題としてとらえ、その防止のためのガイドラインを作成しました。これを構成員すべてが確認し合うことによって、互いの信頼をさらに強め合い、より良い人間関係を築く一助にしたいと考えます。人権に関わる意識を高めることをうたうこのガイドラインは、私たちの理念目標の実現を支援するための礎の一つでもあるのです。

このガイドラインは、学園における就学や就労にかかわる全構成員が基本的人権を平等に有することを宣言した上で、どのような行為がハラスメントに当たるかを明示します。同時に、ハラスメントの防止をはかると共に、不幸にしてハラスメントが起こってしまった場合のための対処・問題解決の方法を示して、学園内で学び、働く誰もが快適に本来の活動ができる環境を維持することを目的としています。

§1 ハラスメントとは

学園内では、教員と学生生徒、先輩と後輩、職員と学生生徒、教職員同士など、さまざまな人間関係が築かれています。それは、互いに人格を尊重し、信頼し合うことのできるものでなければなりません。ところが、相対的に強い立場にある者が弱い立場にある者の人格を無視して、言動などによって、相手を不快にさせることがあります。これがハラスメントです。

ハラスメントは、相手の望まない言動によって起きますから、教員と学生生徒、職員と学生生徒、教職員同士や学生生徒同士、同性間であろうと起こることがあります。また、ある言動がハラスメントに当たるかどうかは、まずはハラスメントを受けたと感じた人の立場に立って検討されます。

学園内におけるハラスメントとは、具体的には以下のような行為を指します。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的言動により、相手に精神的、肉体的な苦痛及び困惑を与えること。

(2) パワー・ハラスメント

就学上又は就労上の力関係を利用して、その権限を逸脱して不適切な言動、指導を行い、相手に精神的、肉体的な苦痛又は困惑を与えること。

(3) アカデミック・ハラスメント

教員等の権威的地位にある者が、その職務を逸脱して不適切な言動、指導を行い、相手に精神的、肉体的な苦痛又は困惑を与えること。

(4) その他

上記以外のハラスメント

§2 ハラスメントを防ぐために

私たちは、誰でも嫌がらせを受けて被害者になる可能性があると同時に、誰でもハラスメントを起こしてしまう可能性があることにも留意しなければなりません。私たちは、個々人が何を不快と思うかについて、敏感でなければならないのです。ハラスメントに当たる行為をする人々は一般に、その言動を無害の挨拶とか、好意の意思表示として正当化します。ハラスメントをする側には自分の言動がハラスメントに当たるという意識がなくても、その犠牲者の心はひどく傷ついていることがあるのです。

したがって、相手の気持ちを気遣うことは、ハラスメントを防ぐだけでなく、望ましい人間関係を築くための当然の配慮なのです。

さまざまな言動がハラスメントに当たるかどうかは、あくまでも相手の感じ方によるために、自分では気付かないことと考えられがちです。しかし、例えば、その言動が自分の親族(配偶者や子供)に向けられた場合を想定して下さい。それが不快であればその言動はハラスメントになる可能性が高いと考えることも一つの目安になります。相手との人間関係や状況などにも十分に配慮する必要があります。個々人がハラスメントを防ぐためには、その基本として常日頃から人権について学び、意識を高めている必要があります。

このために、学園内にはハラスメント防止委員会が設置されており、制度的にハラスメントが起こることを防止する努力が行われています。この委員会は、ハラスメントとは何かを研修によって学ぶ場であると共に、ハラスメントをいかに防ぐかを互いに啓発し、そして学園の構成員にその成果を広報するための委員会です。したがって、学園全構成員の積極的な理解と支援が望まれます。

§3 ハラスメントに関する相談窓口について

学園では、ハラスメントを専門に扱うハラスメント相談窓口を通常の学生生徒相談窓口などと別に開設しています。ハラスメント相談員の氏名や連絡先は公表されていますから、いつでも専門の相談員に直接会ったり、又は電話や電子メールなどで相談することができます。ハラスメントの疑いのある悩みや相談を友人などから受けた人や、相談者が意識していなくともその疑いを抱いた人は、教職員・学生生徒を問わず、受けた相談や疑いを相談員に知らせて下さい。

このようにハラスメント相談員は、学園内で起こるハラスメントに関わるあらゆる相談や疑問を受け付けます。

また、ハラスメント相談員は、専門的、客観的な視点から、被害者の救済が必要と判断する具体的な問題については、被害者本人の意志を確認した上で、ハラスメント対応委員会に報告し、被害者を救済するための手続きを行います。

ハラスメント相談員には強い守秘義務が負わせられています。相談に関することが漏れることも、相談することによって不利益が生じることも一切ありません。

§4 学園内でハラスメントを受けたときには

自分に対する嫌がらせがあると感じたり、不快感を抱いたらそれはハラスメントを受けていると考えて下さい。セクシュアル・ハラスメントは、受けた人の責任で起こることではありませんから、自分を責めたり、我慢をしないで、事態が悪化しないうちに解決するようにハラスメント相談窓口など活用して下さい。

受けたハラスメントが、明らかに逸脱した行為であろうと、ほのめかしなどにとどまる微妙な行為であろうと、自分が不快に思ったり、恐怖を感じたりするならば、同じように問

題なのです。「他の人は平気なのにこんなことで嫌がる自分がおかしいのだろうか」、「不快を感じている意思を示すのは失礼だったり、変なことなのだろうか」、などと悩むこと自体が、すでに、学園内の生活で保障されている自由と権利が妨げられていることだからです。不快なことばや行動を受けたときには、相手にはっきりと「嫌だ」という意思の表明をすることがまず大切です。相手の言動がハラスメントになっているという自覚を持たせることによって、問題が解決されることもあります。

しかし、相手への意思表示に困難を感じたり、表明したにも関わらず事態が改善されないこともあり得ます。いずれの場合にも、ハラスメント相談窓口を利用して問題解決を試みて下さい。

§5 自分がハラスメントを受けたとき

速やかに、ハラスメント相談窓口で相談して下さい。誰からどのようなハラスメントを受けたかなどを詳しく記録しておく、客観的に事態を判断する助けになったり、後で問題解決の役に立つことがありますので、他人に見せるかどうかは別としてできるだけ正確な記録を取っておくことをおすすめします。

§6 友人などがハラスメントを受けたとき

ハラスメントを受けた人が、信頼できる人に相談する可能性もあります。もし、あなたがそのような相談を受けた時は、速やかにハラスメント相談窓口で相談して下さい。ハラスメントを見聞きしたときも同じように、黙っていたのでは問題は解決できません。

§7 ハラスメント対応委員会

学園は、ハラスメント防止のために最大限努めると共に、具体的、個別的に起きたハラスメントを解決するためにも努力を惜しみません。具体的な事案の解決には、ハラスメント対応委員会が対処します。

ハラスメント相談員は、相談されたハラスメントが深刻で、調査などが必要だと判断する場合には、相談者に意思を確認した上で、ハラスメント対応委員会委員に事案を報告します。ハラスメント対応委員会は必要な委員を集めて、相談者と加害者とされた人の人権に配慮しながらヒアリングなどによる調査を行い、加害者とされた人が所属する法人や各学校の長に調査結果と対策案を報告します。

法人や各学校の長は報告された対処案に基づいて、必要な場合には本学園就業規則、学則に基づいて具体的な対処を行います。その結果は、相談者に報告されます。相談者は、報告された具体的な対処に関して、ハラスメント対応委員会に不服を申し立てることができます。また、加害者とされた人にも、弁明の機会が保障されることは当然です。

ハラスメント対応委員会と調査委員会の委員が、ハラスメント相談委員と同等の重い守秘義務が課せられることは当然です。また、相談者はもちろん、ハラスメント対応委員会が行う調査などに協力した人が、不利益を被ることがあってはなりません。

以上